

広報

どうし

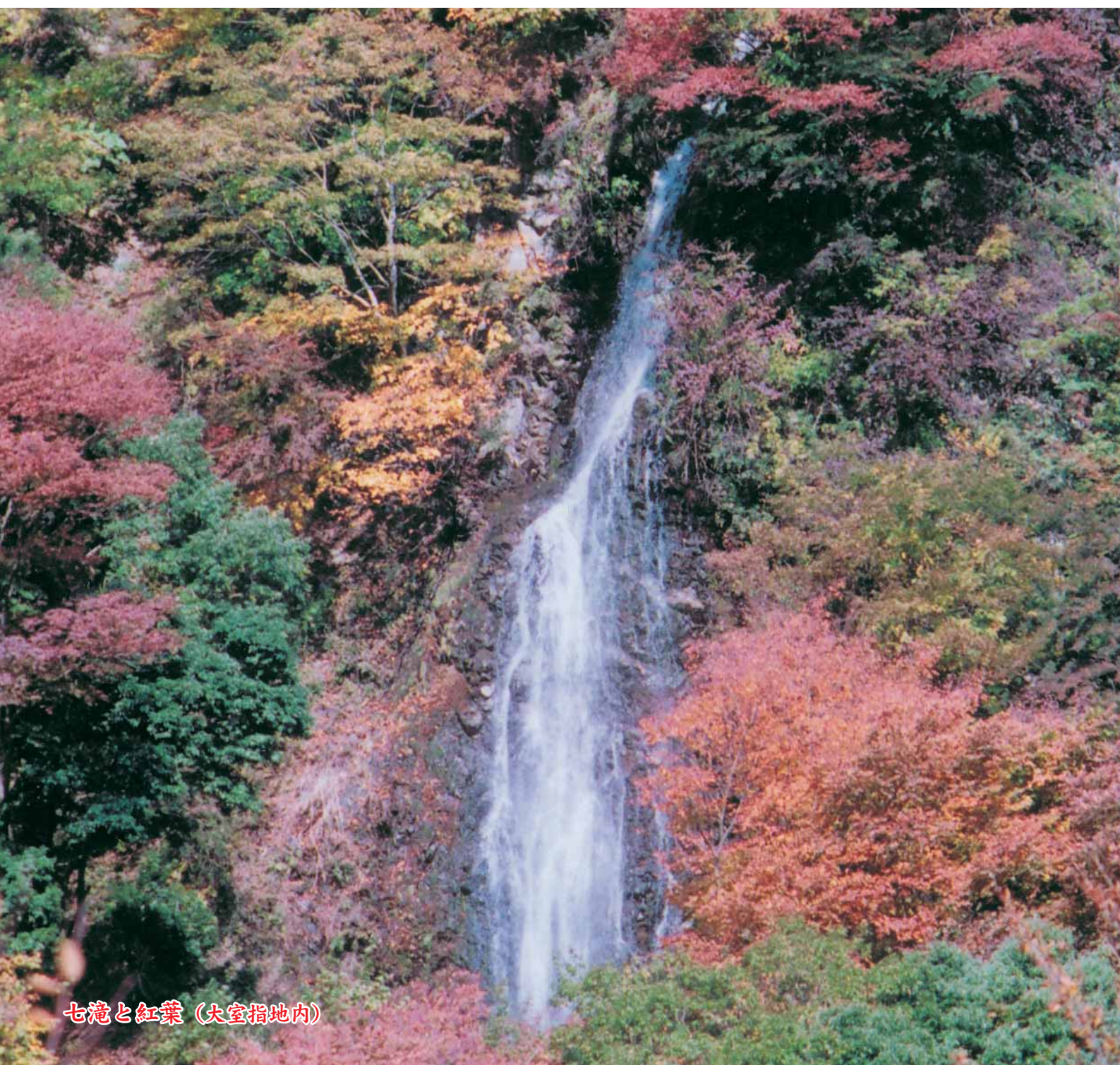
道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。この地に生きること誇りをもち、平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 一、自然を愛し平和な村をつくらします。
- 一、生産に励み豊かな村をつくらします。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め、文化の村をつくらします。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくらします。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくらします。

2004 November 11 月号



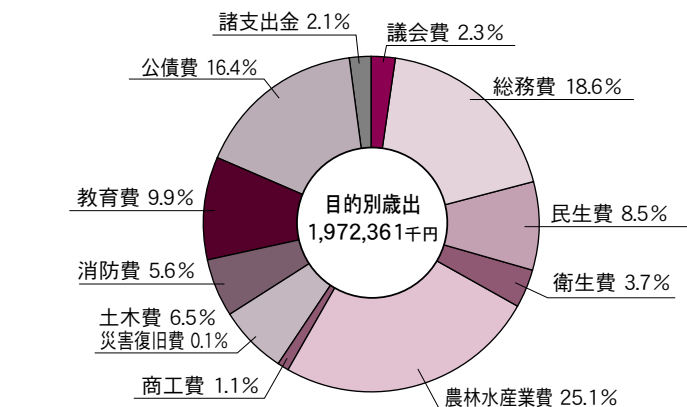
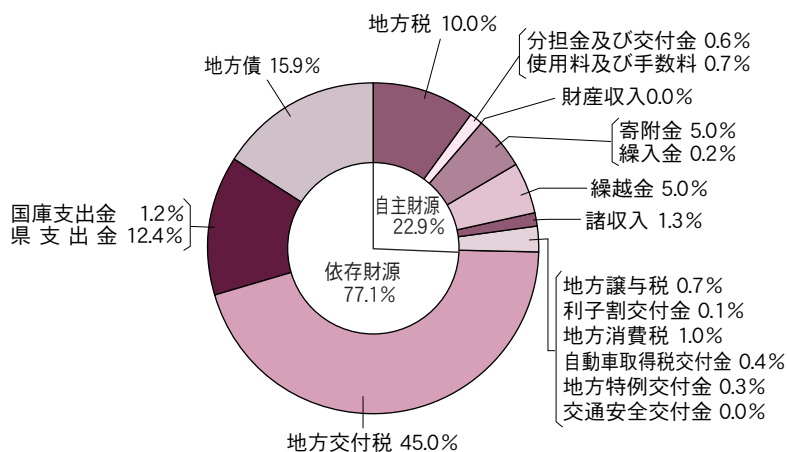
七滝と紅葉（大室指地内）

総額

31億89,287千円

一般会計 19億72,361千円

特別会計 12億16,926千円



平成十五年度の一般会計と八つの特別会計の決算が、九月の定例議会で承認されました。

一般会計の歳入総額は二十億八千六百六十八万九千円、対前年比は、七・三％の減となっております。

歳出については、一九億七千二百三十六万一千円、対前年比は、八・一％の減となっております。

ここで皆さんが納められた税金や、国・県からのお金がどのように使われているか皆さんに知っていただき、村政運営にご理解をいただくものです。

1世帯当たり、1人当たりの歳入・歳出

一般会計を平成15年度末の世帯数(606世帯)と人口(2,168人)で換算すると、次のようになります。

	一世帯当たり	一人当たり
歳入	344万3,381円	96万2,495円
歳出	325万4,721円	90万9,761円

平成15年度 決算総括表

(単位：千円)

会計名	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引	翌年度に繰越すべき財源	実質収支	
一般会計	2,086,689	1,972,361	114,328	0	114,328	
特別会計	国民健康保険	266,807	209,082	57,725	0	57,725
	国保診療所	120,316	114,267	6,049	0	6,049
	簡易水道	21,159	20,606	553	0	553
	老人医療	254,058	254,051	7	0	7
	観光施設	428,653	426,501	2,152	0	2,152
	介護保険	88,978	84,372	4,606	0	4,606
	介護サービス	29,265	29,221	44	0	44
	合併浄化槽	79,018	78,826	192	0	192
合計	3,374,943	3,189,287	185,656	0	185,656	

平成15年度

歳

出

歳入状況

(単位：千円、%)

区 分	14 年 度		15 年 度			増 減 率
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	増 減 額	
地 方 税	207,561	9.2	209,372	10.0	1,811	0.9
地 方 譲 与 税	14,607	0.6	15,344	0.7	737	5.0
利 子 割 交 付 金	3,281	0.1	2,149	0.1	△ 1,132	△ 34.5
地 方 消 費 税 交 付 金	17,849	0.8	19,895	1.0	2,046	11.5
自 動 車 取 得 税 交 付 金	8,767	0.4	9,222	0.4	455	5.2
地 方 特 例 交 付 金	6,275	0.3	7,277	0.3	1,002	16.0
地 方 交 付 税	1,052,357	46.7	939,495	45.0	△ 112,862	△ 10.7
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	495	0.0	551	0.0	56	11.3
分 担 金 及 び 交 付 金	14,732	0.7	12,955	0.6	△ 1,777	△ 12.1
使 用 料 及 び 手 数 料	14,305	0.6	13,750	0.7	△ 555	△ 3.9
国 庫 支 出 金	27,576	1.2	24,840	1.2	△ 2,736	△ 9.9
県 支 出 金	336,865	15.0	258,791	12.4	△ 78,074	△ 23.2
財 産 収 入	7,190	0.3	54	0.0	△ 7,136	△ 99.2
寄 付 金	99,463	4.4	105,084	5.0	5,621	5.7
繰 入 金	3,191	0.1	3,827	0.2	636	19.9
繰 越 金	198,219	8.8	104,723	5.0	△ 93,496	△ 47.2
諸 収 入	43,818	1.9	27,060	1.3	△ 16,758	△ 38.2
地 方 債	194,600	8.6	332,300	15.9	137,700	70.8
合 計	2,251,151	100.0	2,086,689	100.0	△ 164,462	△ 7.3

は自主財源

目的別歳出状況

(単位：千円、%)

区 分	14 年 度		15 年 度			増 減 率
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	増 減 額	
議 会 費	47,286	2.2	46,296	2.3	△ 990	△ 2.1
総 務 費	320,941	15.0	366,548	18.6	45,607	14.2
民 生 費	160,005	7.5	168,384	8.5	8,379	5.2
衛 生 費	119,134	5.6	73,898	3.7	△ 45,236	△ 38.0
農 林 水 産 業 費	500,411	23.3	495,538	25.1	△ 4,873	△ 1.0
商 工 費	19,881	0.9	22,585	1.1	2,704	13.6
土 木 費	77,727	3.6	127,559	6.5	49,832	64.1
消 防 費	119,196	5.6	110,207	5.6	△ 8,989	△ 7.5
教 育 費	160,487	7.5	195,116	9.9	34,629	21.6
災 害 復 旧 費	23,406	1.1	1,028	0.1	△ 22,378	△ 95.6
公 債 費	362,778	16.9	322,954	16.4	△ 39,824	△ 11.0
諸 支 出 金	235,176	11.0	42,248	2.1	△ 192,928	△ 82.0
合 計	2,146,428	100.0	1,972,361	100.0	- 174,067	△ 8.1

平成十五年度

主な事業の実施状況

一、総務・民生・環境衛生関係

単位千円

- (1) ふるさとづくり推進事業費
(出生記念樹・出生婚姻祝金・環境保全等) 一七、五七一
- (2) みんなで支える地域福祉推進事業
(食事サービス・寝具クリーニン
グ理容サービス・紙オムツなど) 二、三四六
- (3) 社会福祉総務費
(繰出金など) 二七、四三八
- (4) 老人福祉費
(県老人医療・老人保護措置費・
老人クラブ・老健繰出金ほか) 二九、六一八
- (5) 身体障害者福祉費
(医療費・補装具・入所措置費・
更生医療費・日常生活用具) 二五、五六八
- (6) 福祉センター費
(介護保険サービス事業繰出金など)
(介護保険繰出金) 一五、八〇〇
- (7) 介護費
(介護保険繰出金) 一一、五一四

(8) 児童福祉費

(保育所・児童措置費等)

四七、五九〇

(9) 環境保健総務費

(診療所会計繰出金等)

二四、七五八

(10) 母子衛生費

(乳児医療・各種検診事業など)

二、〇八六

(11) 健康管理費

(保健師・家庭介護教室・健康管
理事業など) 三、九一五

(12) 環境保全費

(ゴミ処理対策事業村内一斉清掃
など) 三一、八一六

(13) 予防費 (各種予防接種など)

二、一五四

(14) 老人保健事業

(地域住民健診事業・基本健診・
乳癌・肝癌・子宮癌・働きざかり
花の実年健診など) 九、一六五

二、農林水産関係

① 農業関係

(1) 県単土地改良事業

農道川村線 七、三五七

大栗小善地線 七、二二三

馬場線 一〇、八一五

堂之下線 一四、九一〇
有機物供給施設整備
生ごみ処理機一式 二、一五二

地籍調査事業 二五、八三五
(2) 農道・水路整備等
谷相・板橋・善之木・川原畑 六、八〇四

鳥獣害防除ネット 二四、五
農道台帳補正業務 一、三九六

(3) 山村振興等農林漁業特別対策事業
農道板橋く善之木線(開設) 二〇、四〇四

(平成十四年繰越事業)
山村都市交流事業 九五、八八七

(4) 体験農園運営費 四、五九七

(2) 林業関係
(1) 道坂菜畑線開設工事 四八、二五二

宝永沢線開設工事 七、三五〇
林道維持費 二、八九〇

(2) 林業構造改善事業
掛水線開設 四二、〇〇〇

(3) 治山事業
月夜野 一五、二〇〇
大渡・山腹工事 一、七三二

(2) 観光振興事業等
久保吊り橋改修工事 五、一九七

ガイドマップ作成事業 六八四
その他の事業(ホテル祭・観光協
会等) 四、八〇〇

四、土木関係

① 村道改良舗装工事

湯本線(改良舗装) 二、六三一

中入く小善地線改良工事 二、八一五

月夜野線舗装改良 二、一一四

笹久根線舗装工事 五、〇四〇

大栗・赤倉線舗装工事 七、七八八

(2) 村道維持補修等
水之本水路改修工事・側溝補修 一、八五一

(3) 村道台帳補正業務 三、六六六

(4) 法定外公共物、国有財産申請図書 七二四

(5) 宝永沢開設 三、六二二

(6) 住宅管理費 七、三五〇

一、九五三

五、上下水道関係

平成十三年度から合併処理浄化槽
事業がスタートいたしました。

① 合併処理浄化槽事業
浄化槽新設工事(四十三基) 四一、五五九

② 簡易水道事業
本管移設工事等 九九六

三、商工、観光関係

① 商工費(商工会事業費補助等)

一、九九〇

修繕等
水質検査保全
一、九二二
三、二五七

六、消防・防災等関係

① 消防防災施設整備事業

(耐震性貯水槽六〇t)

一〇、一二九

② 消防防災施設整備事業

(小型動力ポンプ付積載車)

五、四二九

七、教育関係

① 道志中学校校舎屋根改修工事

三二一、一九三

② 文部科学省委託事業(地域間交流)

七五三

③ 教員住宅ビックマロン入居者状況

一LK 八
二LK 一二

④ 教員住宅使用料(十五年度)

一、八八八

⑤ 高校生就学助成金

五、四六〇

⑥ スクールバス運行委託

四一、三八九

地方債現在高の状況 (平成15年度末現在)

(単位千円)

起債区分	件数	金額
過疎対策事業債	15	1,453,274
義務教育施設整備事業債	2	20,746
災害復旧事業債	5	9,407
公営住宅建設事業債	1	26,409
一般公共事業債	5	53,146
一般単独事業債	6	156,204
臨時財政特例債	2	2,990
公共事業等臨時特例債	1	0
減税補てん債	9	60,992
臨時税収補てん債	1	11,860
臨時財政対策債	5	271,200
都道府県貸付金	2	22,000
一般会計	54	2,088,228
水道事業債	8	329,442
下水道事業債	3	78,100
合計	65	2,495,770

基金現在高の状況 (平成15年度末現在)

(単位千円)

基金の名称	基金の額
道志村財政調整基金	266,405
道志村村債管理基金	131,846
道志村公共施設整備等事業基金	306,512
道志村土地開発基金	116,622
道志村ふるさと振興基金	107,123
道志村ふるさと水と土保全対策基金	10,078
西川鏡教育基金	21,302
地域福祉基金	100,000
道志村国民健康保険財政調整基金	55,272
国民健康保険団体連合会預託金	981
観光施設等特別会計基金	38,786
道志村特定農山村地域振興基金	6,360
広域常備消防事務委託費負担基金	30,082
道志村介護保険基金	10,893
合計	1,202,262

決算監査意見書

地方自治法第二三三条第二項及び第二四一条第五項の規定に基づき意見書を次のとおり付します。

平成十六年九月十日

道志村監査委員

杉本 勝也

佐藤 春光

1 総括意見

今年度の定期決算監査を行った結果、全般的には適正に処理されておりました。

一般会計歳入決算額は、二十億九千万円で、前年度決算額より七・三%の減少でした。

また、一般会計歳出決算額は、十九億七千万円で、前年度決算額より八・一%の減となっており、その主なものは、積立金が八十・七%で二億百万円減少し、公債費は十一・〇%減少し、補助費等も十三・八%減少した。

普通建設事業費は六億一千万円で、前年比二十九・四%の増と補助事業十・八%減少し、単独事業とも大幅に数字が上がっていて、特に単独事業は昨年の二百四・〇%増加した。

目的別から見ると、総務費十四・

二%・民生費五・二%・商工費十三・六%・土木費が六十四・一%・教育費二十一・六%が増加している。

また、議会費二・一%・衛生費三十八・〇%・農林水産業費一・〇%・消防費が七・五%・公債費が十一・〇%が減少している。

各種の補助事業を導入し村の活性化の拠点づくりと、健全財政の運営と将来に向けて住民の福祉を追求する傾向があるものと考えられる。

土木費の増加に関しては、山村振興等農林漁業特別対策事業・林業構造改善事業が減少したが、単独事業が増えたからである。

衛生費の減少に関しては、簡易水道事業特別会計・合併処理浄化槽事業特別会計の繰出金が土木費への款項目の組み替えによるものである。

事務事業の見直しについて、行財政改革と共に、政策・施策についての「行政評価」の導入は、国を始め各県においても実施されており、行政執行の妥当性や達成度を判定し、道路・箱物などの事業を、その判断にたち中止を決定しているものもある。

事業の現在進行中のもの、過去に事業を起こしたものについて、一定の基準により今現在の評価を下し、

妥当性を見ながら方向を見出し出ていくことの決断が、国県とのつながりはあると思うが、必要な時期に来ていることは確かである。

2 国民健康保険特別会計について

国民健康保険特別会計について、平成十五年度の決算の資料によると、一人当りの年間保険料は九万二千三百七十二円、一世帯当たりの保険料二十二万七千七百七十円かかっており、県下で上位の保険料である。

一人当りの医療費については、全体では三十四万五千四百七十二円で県内では中間に位置している。

本年度は、一般会計からの繰入金金は法定のもの以外にはなく、特別会計を運営している。

しかし、老人医療費の支払基金への拠出金が大きく、国民健康保険会計全体の支出の二十二・九%、国民健康保険料の六十二・〇%にも達している。

3 老人医療費特別会計について

老人医療費特別会計について、前年度から比較して医療費はマイナス一・〇%で、対象者は三百八十人一人当たりの医療費は、六十五万八千七百三十二円となり、このうち国保の老人については、七十万三千五百十円と県内では五十六位である。

病気になるって医者に掛かるよりも、まず病気になるまいよう予防的な通

常の生活をしていくことが重要であると同時に、病気になるたら早期に発見し、初期のうちに治療することが必要である。

自分の健康は自分で管理していくことが一番大切なことである。

4 簡易水道特別会計について

簡易水道特別会計について、平成十五年決算は非常に厳しい状況にあり、この中身を抜本的に改革する時期に来ていると思う。

5 合併浄化槽事業特別会計について

合併浄化槽事業特別会計について、本年度は浄化槽を四十三基新設し、建設事業費が六千七百七十九万円で、平成二十七年までで建設費が、二十四億九千三百三十万円で国庫補助金が三分の一で、残りが単独事業と起債になる。

このような中で、昔の道志川になることを期待されるところである。

6 村営施設等について

(一)水源の森について

経営については、「そば処」としてかなりの人気があり、リピーターのお客が多いようである。また、仕入れについては余分な仕入れがなく、むだを省けるようになり経費の節減につながっているようだが、さらに、経常的なものの削減と営業活動の工夫・経営方針のありかたなど新たな

経営努力が必要である。

そば打ち道場の、免許制度に名を連ねる者も高齢者になり後継者を育成してもらいたいと思う。

また、水源の森の施設全体を考え、野外音楽堂やギャラリー水源の森・バーベキューの施設などもっと積極的に活用し、イベントを企画していくような事も考えながら経営に工夫を凝らしたら良いかと思う。

ギャラリー水源の森については、文化の拠点として、また道志村を知ってもらおう施設であるので、収支よりも入り込み数の推移が気になるところであるが、平成十三年度三千二百五十人、平成十四年度三千六十三人、平成十五年二千六百九十七人と前年に比べ多少減少しているのが現状である。

しかし、ここを訪れこの施設を道志村として交流を深めているのも事実である。民話の発掘調査や道志村の文化を伝えてもらいたい。

また、農林省の農村休暇邑の指定を受けた道志村として、文化交流の拠点となり、道志村の資料や情報の提供、収集など、この施設を拠点として推進していくこと。

(二)道志の湯について

本年度も施設の改修費五百六十三万円とポイラー購入費二百四十八万円、お客の減、改修費、購入費によることが赤字になった要因である。

(三)道志村スポーツプラザ屋内プールについて

平成十五年度は四千三百八十二人とその利用状況は本年度増加したが、平成十四年度は五ヶ月営業をし、本年度は四ヶ月営業し、赤字は前年度に比べ三百九十七万六千円減少した。(プール教室四百三十人である。)

(四)道の駅「どうし」について

農産物や工芸品など村民が作り出すものをとおして農産物の販売は六千五百六十五万円と、前年より五・二%も伸びている。

平成十五年度決算によると、総支出額は二億六千六百三十九万円であり、そこから生まれてくる収入は、三億二百二十八万円と差引き三千五百八十九万円の黒字経営となつている。

村民への波及効果として、平成十四年度総支出額の二億六千四百九十九万円の内一億六千九百二十三万円、平成十五年度総支出額の二億六千六百三十九万円の内一億五千六百三十七万円、前年より千二百八十六万円減少したがお金が村内農家を中心とする業者へ支払われている。

特に、漬け物の分野において組合を作るなどして、販売を伸ばしよく頑張っている。

またイベントについては、一年間に十二回しているが、かなりの人気があり、お客様の楽しみの一つにな

っている。

農産物の販売は、名札と帽子を統一を図って、無い人は販売させない方法を取り入れている。

(五)福祉センターについて

道志村では、高齢化が進む中いち早くこの施設を建設し、サービスを開始している。

平成十五年度のデイサービスセンター利用については、延べ千七百九十五人の利用者で月平均百五十人(一日当たり七・三人)であり、利用者はケアーマネージャーの指示に従い、週に一〜二回通所し、入浴から食事サービス、簡単な機能訓練を受けている。

老人福祉や住民福祉のための施設であるが、利用者から料金をもらい、保険が適用されそれ相応の介護報酬が見込まれ、民間業者も村内に入っている状況で、いかにお客を多く利用して貰うかが最大のポイントであり職員の意識改革が必要であり、利用者に好まれる施設づくりに心がけてもらいたい。

また、これからは福祉センターの利用者も多くなり、本年度は施設整備をし、利用者の増加を期待したい。

(六)保育所について

本年度の保育所の入所状況は、二歳児以下が四人、三歳児が九人、四歳児が十七人、五歳児が十五人合計

四十五人である。

定員は六十人で、職員は所長以下臨時職員一名を含め七名で構成されている。

7 補助交付団体及び補助事業について

道志村商工会、道志村観光協会、南都留森林組合、体育協会、社会福祉協議会の補助交付団体については、その事業内容等支出が適正に処理されている。

8 その他

(一)各学校について

各学校とも地域の特徴を生かし、教育目標に基づき、年間の事業を立てており、子供たちの教育に熱心に取り組んで、教育しているとのことである。

育てる感覚から「自ら学び、自ら考える子どもを育てる。」という考えで接している。

中学校においては、文部省の「遠くのまち体験活動推進事業」で道志中の一・二年生四十七名は、二泊三日で静岡県焼津市に宿泊学習を行った。

小中学校のプールの利用については、大いに利用して子供達の体力の増進に務めて貰いたいと思います。

平成十六年度一般会計補正予算 及び特別会計予算など可決

平成十六年九月定例議会は、九月十四日に招集され、二十四日までの十一日間と決め開会されました。

議案内容については、それぞれ慎重審議の結果いずれも原案どおり、可決承認されました。

議決された案件は次のとおりです。

- 一 議案第三十二号 道志村地域農政整備事業に係る設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 二 議案第三十三号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 三 議案第三十四号 平成十六年度道志村一般会計補正予算(第二回)
- 四 議案第三十五号 平成十六年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算(第一回)
- 五 議案第三十六号 平成十六年度道志村観光施設等事業特別会計補正予算(第一回)
- 六 議案第三十七号 平成十六年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算(第一回)
- 七 議案第三十八号 平成十六年度道志村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第二回)
- 八 議案第三十九号 平成十五年度道志村一般会計決算の認定について
- 九 議案第四十号 平成十五年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 十 議案第四十一号 平成十五年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 十一 議案第四十二号 平成十五年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 十二 議案第四十三号 平成十五年度道志村老人医療費特別会計決算の認定について

- 十三 議案第四十四号 平成十五年度道志村観光施設等事業特別会計決算の認定について
- 十四 議案第四十五号 平成十五年度道志村介護保険特別会計決算の認定について
- 十五 議案第四十六号 平成十五年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定について
- 十六 議案第四十七号 平成十五年度道志村合併処理浄化槽事業特別会計決算の認定について
- 十七 議案第四十八号 教育委員会委員の任命について
- 十八 議案第四十九号 公平委員会委員の選任について
- 十九 議案第三号 選挙管理委員の選任について
- 二十 議案第四号 選挙管理委員補充員の選任について

一般質問

九月定例議会において二名より一般質問がありました。質問の要旨とこれに対する村長執行部の答弁の要旨は次のとおりです。



湯川 六昭 議員

一、村内での新たな雇用対策について

道志村における高齢人口の割合は、国、県の平均を上回る高齢化が進ん

でいると聞いておりますが、高齢化問題を仕事の場として見直し、老人ホーム等の施設を誘致し、診療所と併合することにより、医療、福祉、介護の一元化を図ることにより、村内での新規雇用の場が確保されるのではないかと考えるがどうですか。

〈住民健康課長〉

特別養護老人施設の建設については、一般に、国、県の補助金をもらい建設するわけですが、県においては三年先の人口、高齢化率等を調査して、平成十九年度までに、富士北麓東部地区に一箇所建設する予定であります。

また、村に誘致の件でございますが、今年の春、県外医療法人より、診療所を兼ねた特別養護老人施設建設の話がありました。村との話が

合意しなかった経緯もあります。今後は村にとつて有利な誘致話等がありましたら、積極的に取り組んでいきたいと思ひます。

二、森林資源の有効利用による人口増加対策について

森林の整備、保全等を促進して林業の活性化を図るため、横浜市との友好・交流に関する協定締結時の市長の挨拶にありました「都市・農村の相互補完」により、既に森林、ボランティア事業・道志の水をベクトルに詰めて販売する事業が行われていますが、山村と都市との交流を活性化させるため、都市住民の「山村山林とのふれあい施設」として木材加工施設及び水資源を活用した施設を、横浜市に働きかけ、雇用の場を確保し、村外からの転入による増加が望め、村営住宅建設、または村内の空家等も有効に活用出来ると思ひますが、いかがでしょうか。

〈企画財政課長〉

都市と山村との交流を活発にさせる施設としての各種施設の整備につきましては、今後とも横浜市当局との協議の俎上に行き、検討したいと思ひます。

また、今年度が横浜市との友好・交流協定書結びました元年であります。村としても観光協会との連携を図り、行政と住民が一体となり、横浜市民との友好交流を推進してい

かなければならないと思ひます。

横浜市から道志村の地域資源を生かした地域再生計画の取り組みについて国に共同提案したいとの協議もありません。

村としてもこのような都市との交流の実効を上げていくために、新たな組織と担当の設置を含めて検討を行っていききたいと思ひます。

三、別荘住まいの方々と村民の一体性について

村内には、多くの永住者や別荘の方がいます。村民一体を図り、ボランティア事業や地域の住民づきあいに参加してもらい、村づくりに協力してもらえよう働きかけたいと思ひます。また、知識の大変豊富な方々や技能を持った方々がおられますので、村の行事等に積極的に参加してもらい、村の一助を担っていただけないでしょうか。

〈企画財政課長〉

現在、村で別荘等に住所をおく人達が約六十名おります。これらの人たちについて、今後調査等を行い、例として、人材登録や、広報等により人物紹介を行うなど、住民であるこれらの人たちの持っている潜在的な多くの知恵と力を借りて、地域づくりに参画していただけるよう、あらゆる機会を通じて役場でも努めていかなければならないと思ひます。

四、基盤整備について

村の財政厳しさについては、認識してはいますが、日々の生活に直接関わりのある小規模な道路等について、時間をかけずに直ぐ対応していただけたらと思ひます。

〈建設課長〉

村の厳しい財政事情の中、土木予算については、昨年より減額となっており、公共事業については、年々厳しい状態になっております。

山道、小川、各種の道路の整備、維持補修については、地域の要望があるところについては、現地を調査し、村内各所との比較検討をし、優先的に行うべきものと、判断したものにについては、出来るだけ速やかに予算措置を行い、実行に移して行きたいと思ひます。

また、維持補修については、やはり職員が現場等を確認、職員で直ぐ出来るものについては、その場で対応させていただき、予算を伴うものについては、後日写真等で検討を行い、地域の意見等を聞くなど、補修費により、予算範囲の中で、対応しているところがあります。年々厳しい財政により、自分たちの地域は、自分たちの手で造り守って行くという、意識の中での運営がなされていくものと思われまふ。



佐藤 光男 議員

一、観光立村について

山梨県は、本年四月に観光「富士の国やまなし」を宣言し、新たに観光部を発足させましたが、当村は、「観光立村」久しく振興の中心に据えてきましたが、この宣言を受けてどのように対応するのか、村長の短期および長期に亘るビジョンをどのように考えているか。

〈佐藤村長〉

観光立村を目指す本村にとつては、願ってもない県の施策であり、歓迎しているところです。

観光客を誘致するには、やはり道路のアクセシビリティを高めたいと思ひます。

国道の改良、県道都留道志線のヘアピンカーブの解消、新トンネルの掘削、また南へは山北町へのトンネル掘削等が必要と思ひます。

また、今年度横浜市とのふるさと村協定についても、これを浸透し多くの市民に村を訪れてもらうための方策として、ふるさと村対策室の設置を検討いたします。短期的には、体験濃園の充実を図り、作る喜びを味わってもらいながら、遊休農地の利用活用を進め、更にボランティア

濃園の普及、観光協会等の協力を得て、環境整備を進めてまいります。また、県のホームページの中の広報欄において、村の季節の情報などを発信しているところです。また村外の各種イベントにも積極的に参加し、観光PRに努めております。また、道の駅を中心とし、環境づくりを予定し、住民の協力を仰ぎカエデ・桜等の植栽を計画しており、周辺整備を行い、道の駅等の利用を促す方針であります。

二、定期バス路線について

今年度から日曜、祭日及び高等学校長期休暇中は運休となりました。そのため運転出来ない者が都留市に通院やクラブ活動に参加する生徒は、家族の送迎に頼っていますが、村の財政が厳しいため、今後もこの状態が続くのか、現行のスクールバスを構造改革特区等の制度を利用して、定期バスとして併用出来ないか、その可能性についてお聞かせ願います。

〈企画財政課長〉

定期バス路線についてですが、最初に今日に至る経過ですが、広報どうし平成十五年八月号に掲載のとおり、平成十四年二月に道路運送法が改正され、乗り合いバス事業についての規制緩和が実施されております。これにより、バス事業者が道志のバス路線につきましては、一、五〇〇万円の赤字と言う事になっておりま

す。この赤字路線について自由に撤退することとなりまして、バス路線を撤退する際は、各会社が県に設置されている生活交通確保対策地域協議会に六ヶ月前までに申し出ることができません。地域でバス路線を残す場合は、赤字分は関係する自治体で負担することが原則となっております。富士急山梨バスから赤字路線のため全面撤退をしたいとの申し出があります。道志村に關係するバス路線につきましては、バス路線利用者の調査結果等により、村外につきましては、高校生、村内では中学生の利用が、九割以上となっております。

今までの状況を見ますと、富士急山梨バスに一、一五〇万円を運行助成金として支出していた時期もありましたが、この減便した運行だと赤字が二〇〇万から三〇〇万程度までに減るということは、会社が了承しています。あくまで村の財政負担が、最も軽くなることを想定した運行であることも十分ご理解願いたいと思います。

今年の夏休みから運休したのも、やはり赤字を減らすための措置であります。現行のスクールバスを定期バスに使うことにつきましては、現在が委託運行形式でありますので、富士急に対して費用負担さえすれば法的には、可能であります。いずれにいたしましても、利用効

率と財政負担との兼ね合いだと考えております。また、夏休み、冬休みにバスが運休することで観光客にはバスがないことで戸惑いはありますが、あくまでもこの措置は生活交通と言うことで通勤、通学等の対象をどうするかには比重を置いたことではありません。

三、国道四一三号線沿いの

景観について

道志村には、信号機が一機しかない為、国道を走る車がスピードを出し走っています。特に週末には地域住民が横断することも困難です。

国道、道志川の間を整備して景観の良い道路として、駐車場等を設置することによって、余裕のある運転できる観光道路となると思いますがいかがでしょうか。

〈企画財政課長〉

国道四一三号線沿いの景観あるいは、樹木の剪定とかの内容のことだと思えますが、一時道志村でも各所で枝打ち等を行い、通行上の見通しが良くなったり、冬季路面凍結の防止に一定の役割を果たした時期もありました。

昨年度建設部も国道の一部を実施しております。また、国道沿いに

駐車場等を整備することですが、観光客、釣り客のため、今後一里塚の周辺等に駐車場を設けたり、あるいは、ベンチ等の整備をすることにつきましては、地主からの協力が得られれば、村でも予算の範囲内で整備に努めることが出来るのではないかと思います。特に国道沿いの景観形成に努めることにつきましては、地主の協力と、ドライバー等のマナー、ゴミの問題が大いに必要だと思われま

四、暴走族対策について

休日には、暴走族が津久井町から、山中湖との国道を往來します。神奈川県警と協力して対策が講じられないか。

〈企画財政課長〉

現在、山梨県警と、神奈川県警が合同で土曜・日曜・祝祭日には、取り締まりを実施しているとの回答を得ております。今後特に住民にとって著しい違反行為等があった場合には、再度、警察署に取り締まりの強化を要請したいと考えております。

五、登山客への対応策について

登山道整備を行い、登山者を増加させることが出来れば道志の湯を始め、宿泊、サービスマス業、商業等の地域経済に大きな効果が期待できると思えます。そこで環境に影響を与えない範囲で見晴らし台等を数箇所

に設置できないか、その可能性について伺います。

〈産業観光課長〉

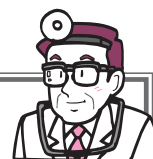
登山者の対応については、現在草刈、案内板の設置等を行い、安全、安心を得られるよう努力しているところです。見晴台については、過去、御正体山に木材で檜が組んでありましたが、数年で腐ってしまい木材では作るべきではないと思います。山頂周辺の支障木の伐採が最善かと思いません。地主の了解や、保安林等の障害がありますので、それをクリアー出来るよう努力し、目的に努めます。

六、山村特有の加工施設について

横浜市の水源地になつて居るため、過日、中田市長と調印式を行いました。当村は、山村ではありますが、横浜市は海に接し、人口も三〇〇万人を越えています。横浜市は、広報等を利用して、当村の宣伝をしてもよいとの話があります。そこで未耕作の畑を活用して、山村特有の食品を活用した加工施設の事業を起したらと考えます。

〈産業観光課長〉

食品加工施設の件ですが、川原地区に味噌加工施設があり、生産実績があります。また、今年度すでに特産品の開発に着手しており、八月十日には、豆腐とハムの加工場を研修しており、村内の農産物を利用した製品を対象として、山振事業での施設整備を行う予定です。



診療所だより

今回はインフルエンザ予防接種の接種時、接種後の注意についてと治療薬の最新情報、10月から始まった大月市立中央病院への診察応援について書いてみました。

■先月の広報でお伝えした通り、今年も冬の流行に備えて10月中旬からインフルエンザの予防接種を実施しております。予防接種を受ける前にはインフルエンザの予防接種についての通知やパンフレットをよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師に質問しましょう。十分納得できない場合は接種を受けないでください。予診票は接種をする医師にとって予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

明らかに発熱のある人(37.5℃以上)、重篤な急性疾患にかかっている人、インフルエンザ予防接種に含まれる成分によってアナフィラキシー(強いアレルギー)を起こしたことがある人、医師が不適切な状態と判断した場合は接種できません。

■予防接種を受けた後の一般的注意事項

1. 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
2. 副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
3. 入浴は差し支えないですが注射した部位を強くこすらないでください。
4. 当日は通常の生活でいいのですが激しい運動や大量飲酒は避けましょう。

■治療薬(タミフル)の同居家族内でインフルエンザ患者が発生した場合の予防投与ですが、高齢者(65歳以上)、慢性呼吸器・心疾患患者、代謝性疾患(糖尿病等)患者、腎機能障害患者のみが対象となります。健康成人や小児は対象となりません。また対象者の場合も自費となり、薬代だけで3,600円、さらに診察料が加算されます。

そのため医療経済的にも予防接種を受けておいた方がいいと思います。

■新聞やテレビ等の報道で御存じかと思いますが、大月市立中央病院が医者不足で大変困っている状況です。それに対し10月から来年3月末まで自治医科大学出身医師が日替りで内科外来を手伝うことになりました。当院でも医師の研修日である水曜日に月2回応援に行くことになりました。毎週水曜日は今まで通り休診日なので休診の変更はありませんが、今までは火曜日の夜等に具合が悪くなった場合に水曜日の朝に診察することもできたのですが、大月での診察日は朝早く道志を出発するため対応できないこともあるかと思いますがよろしくお願ひいたします。

11月の予定

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10/31	1	2 午前:胃カメラ	3 文化の日	4 午後:道中検診	5	6 午前中のみ診察
7	8	9	10 研修のため休診	11 午後:乳児検診	12	13 休診
14	15	16 午前:胃カメラ	17 大月市立病院	18	19	20 午前中のみ診察
21	22 午後:ポリオ	23 勤労感謝の日	24 研修のため休診	25 午後:乳児検診	26 午後:会議	27 午前中のみ診察
28	29	30 午前:胃カメラ	12/1 大月市立病院	12/2	12/3	12/4 午前中のみ診察

月初めには保険証の提出をお願いします。